

川南町部活動改革及び地域クラブ活動の 推進等に関する総合的なガイドライン

川南町教育委員会
令和8年7月

目 次

● はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）	1
● I 部活動改革の基本的な考え方・方向性	1
1 改革の理念	
2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）	
3 改革の方向性	
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	2
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度の詳細	
III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	4
1 役割分担の明確化	
2 各種課題への対応	
IV 学校部活動の在り方	4
1 適切な運営のための体制整備	
2 適切な指導及び安全・安心の確保	
3 適切な活動時間・休養日等の設定	
4 多様な生徒のニーズへの配慮	
V 大会・コンクールの在り方	5
1 生徒の大会等の参加機会の確保	
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
3 生徒の大会等の安全確保	
VI 関連する制度の在り方	6
1 教師等の兼職兼業	
2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等	
3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）

1 本ガイドラインの趣旨

少子化が進行する中、川南町における中学生世代の人口減少も例外ではなく、学校単位での部活動維持は極めて深刻な課題となっている。子供たちの将来にわたる豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障するため、令和5年度からの「改革推進期間」での検討や実績を踏まえ、今般、改革をさらに加速させることが求められている。

本ガイドラインは、国および宮崎県教育委員会が策定した総合的なガイドラインに基づき、川南町教育委員会が責任主体となり、町内の基本的な考え方、地域クラブ活動の具体的な認定要件、並びに学校部活動の在り方等を示し、持続可能な環境を構築する目的で策定するものである。

2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、川南町立中学校の生徒の活動を主な対象とする。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

川南町教育委員会は、少子化が進行する中であっても、将来にわたり子供たちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を確保するとともに、学校における働き方改革を推進するため、本ガイドラインに基づき部活動改革の着実な推進を図る。

1 改革の理念

● 生徒の最適なスポーツ・文化芸術活動環境の確保

学校部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、教育的意義を果たしてきたが、少子化に伴う生徒数の減少等により、従来の体制を維持することが困難になっている。川南町教育委員会は、生徒の自主的・自発的な参加による豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を将来にわたって確保・充実させるため、地域全体で子供たちを支える環境の構築を目指す。

● 生徒のニーズに応じた多様な選択肢の確保

高い競技性を求める生徒、楽しむことやレクリエーションを目的とする生徒、障がいのある生徒など、多様な生徒のニーズや興味・関心に応じた多種多様な体験・活動機会が地域において確保されるよう環境を整備する。

● 学校の働き方改革の推進

教師が義務ではなく自らの意思で指導に関わる体制を構築するとともに、休日の活動を地域に委ねることにより、教師の勤務負担を軽減し、平日の授業準備や児童生徒への指導など学校教育の質の維持・向上に専念できる環境づくりを推進する。

2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

名称	内容・定義
地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。学校内の資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える新たな体制を構築する（従来の「地域移行」から名称が変更された）。
地域連携	学校部活動の枠組みを維持しつつ、部活動指導員等の外部人材の配置や複数校による合同部活動等を実施することにより、地域との連携・協力を図る。

3 改革の方向性

(1) 基本的方針

川南町教育委員会が改革の責任主体となり、町内の多様な関係者（学校、社会体育・文化関係団体、民間企業、民間クラブ等）と連携・協働しながら、計画的かつ着実に改革を推進する。その際、生徒の安全確保、家庭の経済的負担への配慮、および活動の教育的意義の継承を常に最優先事項とする。

(2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）

● 改革実行期間（令和8年度～令和13年度）

令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と位置づけ、前半（令和8～10年度）および後半（令和11～13年度）の3年ごとに明確な目標を設定し、段階的な変革を推進する。

● 休日の取組方針

改革実行期間内において、まずは休日の学校部活動を原則として「地域展開（地域クラブ活動への移行）」することを目標とし、地域での受け皿（運営団体・実施主体）の確保・育成を進める。

● 平日の取組方針

平日の活動については、学校部活動の適切な運営や地域連携（部活動指導員の配置等）を進めつつ、地域展開における指導者確保や活動場所の課題、持続可能性に関する検証を行いながら、将来的・段階的な在り方を検討する。

(3) 留意事項

地域展開を推進するにあたっては、学校部活動から地域クラブ活動への急激な変化による混乱が生じないように、生徒や保護者への丁寧な情報提供と説明を徹底する。また、拠点校方式や合同部活動など、各学校や種目の実情に応じた柔軟な手法を選択するとともに、指導者の質の担保（不適切行為の防止や安全管理）のための研修機会を定期的に確保する。

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

従来の学校部活動が担ってきた教育的意義（自主性・協調性の育成や体力の向上など）を確実に継承しつつ、マルチスポーツの体験や学校の垣根を越えた人間関係の構築といった地域ならではの「新たな価値」の創出を主な目的とする。

なお、地域クラブ活動は、学校部活動と同様、あくまでも生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。

2 地域クラブ活動に関する認定制度の詳細

川南町教育委員会では、質の担保及び公的支援の対象を明確化するため、以下のとおり具体的な認定制度を運用する。要件を満たした活動は、「認定地域クラブ活動」と呼称される。

【具体的な認定要件】

認定要件項目	具体的な基準・内容
① 教育的意義の継承・発展	生徒の自主的・自発的な参加を基本とし、選抜試験等による不当な排除を行わないこと。障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒も含めて、広く門戸を開いた参加環境を整備すること。
② 適切な活動時間・休養日	過度な練習等による生徒の心身への負担を防止するため、適切な活動時間及び休養日を設定すること。
③ 低廉な参加費の設定	家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないように、活動の維持・運営に必要な実費範囲内で、可能な限り低廉な参加費等に抑えること。
④ 適切な指導体制の確保	指導者が適切な資質・能力を備えていること。また、「日本版DBS」等の仕組みを活用し、暴力・暴言・ハラスメントや性暴力などの不適切行為を防止する徹底した体制が敷かれていること。
⑤ 適切な安全確保の体制	熱中症や脳震とう等の防止対策を含め、過度な練習の防止や事故発生時の緊急対応マニュアルの整備など、適切な安全対策が講じられていること。
⑥ 適切な運営体制の確保	法令等に基づく適正な事業運営、および透明性のある公正な会計処理など、持続可能で安定的な管理組織を有していること。
⑦ 学校等との適切な連携	在籍中学校との間で活動方針や活動状況の共有を適切に行い、連絡調整が円滑に図られていること。

【認定手続及び運用】

申請方法	地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請書等を取りまとめ、川南町教育委員会に一括して提出する。
審査・交付	川南町教育委員会は提出された書類を審査し、必要に応じてヒアリングや現地確認を行ったうえで、要件適合性を判断し、認定を行う。
有効期間	認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で川南町教育委員会が設定する。
指導助言・取消	定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、活動状況を適宜把握する。申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言を行うとともに、不正があった場合等の認定取消し※を実施する。

※「認定取消し」は、次のいずれかに該当する場合となる。

- ・不正な手段により認定を受けたとき
- ・指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- ・地域クラブ活動の実施主体等から認定取消しの申出があったとき

【認定されていない地域クラブ活動の取扱い】

- 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底すること。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

【基本的な考え方】

- 教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要。
- 部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められる。

1 役割分担の明確化

川南町教育委員会	改革の責任主体として包括的な企画・調整、地域クラブ活動の認定や支援・指導助言を行う。
運営団体・実施主体	各地域クラブ活動を統括し、運営・管理業務の中核（会計、安全管理、指導者確保等）を担う。
中学校	地域クラブ活動との活動方針の共通理解を図り、特に平日と休日で指導者が異なる場合は、緊密な連携を図る。
関係団体等・大学・民間企業	行政側のみで課題解決を図ることが困難である状況においては、関係団体等、大学、民間企業と連携を図る。

2 各種課題への対応

指導者の確保・育成	宮崎県人材バンクを活用したマッチングや、指導を希望する教師の兼職兼業の促進。定期的な研修（安全確保や不適切行為防止）の実施。
活動場所の確保	中学校施設を学校教育に支障のない範囲で優先活用し、使用料減免等の措置を検討。ICTを活用した予約システムやスマートロック等の導入による管理運営の効率化。
移動手段の確保	スクールバス等の既存の送迎車両の有効活用や、地域公共交通の運行ダイヤとの連携を検討。
生徒の安全・安心の確保	事故や暴力・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止を徹底。緊急対応マニュアルの策定と、スポーツ安全保険等への加入徹底。

Ⅳ 学校部活動の在り方

地域展開が完全に実現されるまでの期間における休日の活動や、平日の学校部活動における適切な運営を担保するため、町内の各中学校は以下の取組を徹底する。

1 適切な運営のための体制整備

- 学校部活動方針の策定
校長は、町教育委員会の方針に基づき、毎年度、自校の部活動の運営及び活動時間等に関する具体的な方針を策定し、生徒・保護者に公表する。
- 指導・運営に係る体制構築
部活動顧問の割り当てにあたっては、教師の勤務負担や意向を考慮しつつ、部活動指導員等

の外部人材を効果的に登用・配置できる体制を構築する。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

● 不適切行為の根絶

体罰、暴力、暴言、ハラスメント（性暴力含む）、いじめ等のあらゆる不適切行為を徹底的に根絶する。指導者の主観やこれまでの経験に頼るのではなく、「肉体的・精神的な負荷をかける指導」と「許されない指導」の区別を明確に理解させる。

● 合理的かつ効率的・効果的な指導

各競技・種目の特性に応じた科学的根拠に基づく指導手引き等を普及・活用し、短時間で効果の上がる質の高い練習を推進する。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

学習指導要領解説（令和6年12月一部改訂）に基づき、部活動が法令上の義務ではなく、生徒の自主的・自発的な参加によるものであるという原則を再確認する。その上で、学期中・長期休業中を問わず、過度な活動による生徒の疲労蓄積を防ぎ、学業や休養の時間をバランスよく確保できるよう、週当たりの総活動時間や連続活動日数の上限を守り、必ず週2日以上（平日1日・週末1日以上を原則）の休養日（平日1日・週末1日以上を原則）を設ける。

4 多様な生徒のニーズへの配慮

競技性の追求だけでなく、レクリエーション志向の生徒、運動や文化芸術活動が苦手な生徒、あるいは障がいのある生徒など、どのような生徒でも参加しやすい活動内容や工夫を取り入れる。また、単一の種目に固定せず、複数の分野を幅広く経験できるよう配慮する。

V 大会・コンクールの在り方

地域展開等に伴い、生徒の大会参加機会が失われることのないよう、関係団体等と連携して以下の環境整備を行う。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

● 参加規程の見直し

大会等の参加資格を学校単位に限定せず、複数校による合同チームや、川南町教育委員会が認めた「認定地域クラブ活動」が円滑に参加できるよう、中体連や各種競技団体等へ働きかけ、規程の見直しを促進する。

● 広域的な参加環境の確保

生徒の所属中学校と参加クラブの所在市町村が異なる「市町村またぎ」のケースであっても、大会へのエントリー及び出場に不利益が生じないよう、広域的な調整を図る。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

● 引率体制の多様化

学校の教師だけでなく、地域クラブ活動の指導者や部活動指導員が責任をもって大会等の引率（引率責任者としての職務）を行うことができるよう、必要な権限の委譲や引率に関する規程の整備を行う。

● 運営従事の負担軽減

大会主催者が自らの団体等で運営人員を確保することを基本とし、人員不足の際は外部委託等を行うなどして、学校の教師が過度な大会運営業務に無償で従事させられることのないよう、適切な運営体制を求める。

3 生徒の大会等における安全確保

大会等の開催地までの移動に伴う交通事故防止や熱中症等の健康被害を防ぐため、安全確保に関するガイドラインの遵守、スクールバスの有効活用や移動費用の公的支援の在り方について検討を進める。

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

学校の教師が、休日の地域クラブ活動等において自らの意思で指導に従事することを希望する場合、職務専念義務との整合性を保ちつつ、川南町教育委員会として兼職兼業の申請を積極的に許可する仕組みを整える。これにより、適切な指導報酬の支払いや、指導者の質の安定を図る。

2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

教師の人事評価や表彰等の取扱いにおいて、部活動の指導実績や大会成績のみが過度に評価される偏りを修正する。一方で、地域展開等の改革推進に貢献した実績や、適切な働き方改革を実践しながら優れた指導を行った教師の取組については、正当に評価される仕組みの構築を目指す。

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

調査書等の記載において、学校部活動の所属実績や大会成績のみを優遇するのではなく、認定地域クラブ活動等における生徒の日常的な活動歴、意欲、能力の伸長、および個性が多面的・総合的に正当評価されるよう、宮崎県教育委員会や高等学校側との情報共有を密にし、入試制度上の公平な取扱いを確保する。また、活動への参加の有無や途中の退会等のみをもって不利益な取扱いをしないという原則を徹底する。